

改正

平成27年 3 月31日 水道部管理規程第 1 号

平成28年 1 月26日 水道部管理規程第 1 号

平成28年 9 月30日 水道部管理規程第 2 号

平成30年 3 月29日 水道部管理規程第 1 号

関市水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、関市水道事業給水条例（平成25年関市条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(代理人・管理人選定届)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、代理人・管理人選定届（別記様式第 1 号）による。

(共用給水装置異動届)

第 3 条 条例第 6 条の規定による届出は、共用給水装置異動届（別記様式第 2 号）による。

(給水装置工事の承認)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項に規定する給水装置工事の承認を受けようとするときは、給水装置工事承認申請書（別記様式第 3 号）に給水装置工事原簿（別記様式第 4 号）を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の諾否を決定し、給水装置工事承認決定通知書（別記様式第 5 号）により申請者に通知する。

(完成検査)

第 5 条 条例第 8 条第 2 項に規定する市長の完成検査を受けようとするときは、給水装置工事完成届（別記様式第 6 号）により市長に届け出なければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第 6 条 条例第17条第 2 項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによる。

(1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条各号に掲げる基準により管理すること。

(2) 前号の規定による管理の状況に関し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(給水の開始等の区分)

第 7 条 次の各号の給水の開始等の区分は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 開始 給水装置を新たに使用するとき(休止していた給水装置を再び使用するときを含む。)

(2) 休止 給水装置の使用者の転居、転出、長期不在等により使用を中止するとき。

(3) 廃止 給水装置を配水管から切り離すとき。

(給水の申込み等の届出)

第 8 条 条例第19条の規定による給水の申込み又は条例第21条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号の規定による届出は、上水道（給水装置）使用開始等届（別記様式第 7 号）、給水装置所有者変更届（別記様式第 8 号）その他市長が定める方法による。

2 条例第21条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項第 2 号の規定による届出は、私設消火栓使用届（別記様式第 9 号）による。

(量水器の位置変更)

第 9 条 第 4 条及び第 5 条の規定は、条例第23条第 2 項に規定する量水器の位置変更の承認を受けようとする場合について準用する。

(共同住宅等における水道料金算定の特例の適用)

第10条 条例第28条第 2 項に規定する水道料金算定特例の適用を開始し、又は終了しようとする者は、共同住宅等における水道料金算定特例適用届（別記様式第10号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があった場合の水道料金は、当該届出を受理した日以後最初の定例日（条例第28条第4項の定例日をいう。以下同じ。）に算定する水道料金から適用を開始し、又は終了する。

（使用水量の認定）

第11条 条例第29条の規定により認定する使用水量は、次の各号のいずれかに掲げる水量とする。

- （1） 前年同月の定例日に量水器を検針して得た使用水量（以下「計量水量」という。）
- （2） 前6回の各定例日の計量水量のうち、水量の少ないもの3つを平均して得た水量
- （3） 前2号以外の使用実績又は水道の使用実態等を考慮して定める水量

（水道料金の調整）

第12条 市長は、水道料金を徴収した後にその金額に増減を生じたときは、次回に徴収する水道料金で調整することができる。

（給水装置工事原簿の閲覧等）

第13条 給水装置工事原簿の閲覧若しくは複写又は給水装置の使用状況の確認をしようとする者は、給水装置工事原簿の閲覧等申請書（別記様式第11号）により市長に申請しなければならない。

（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日水管規程第1号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第3号、別記様式第4号（表）、別記様式第5号及び別記様式第6号の規定は、この規程の施行の日以後に承認を申請する給水装置工事から適用し、同日前に承認を申請する給水装置工事については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の関市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規程による改正後の関市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成28年1月26日水管規程第1号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第4号（表）の規定は、この規程の施行の日以後に承認を申請する給水装置工事から適用し、同日前に承認を申請する給水装置工事については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の関市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規程による改正後の関市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成28年9月30日水管規程第2号）

- 1 この規程は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第7号の規定は、この規程の施行の日以後の給水の申込み等の届出から適用し、同日前の給水の申込み等の届出については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の関市水道事業給水条例施行規程の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規程による改正後の関市水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則（平成30年3月29日水管規程第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

代理人・管理人選定届

年 月 日

関市長 様

☐代理人
☐管理人 を選定したので、次のとおり届け出ます。

届 出 人	住 所					
	氏 名	印				
	電話番号					
設 置 場 所	関市					
所 有 者	住 所					
	氏 名	印				
	電話番号					
新 代 理 人 管 理 人	住 所					
	氏 名	印				
	電話番号					
旧 代 理 人 管 理 人	住 所					
	氏 名	印				
	電話番号					
使用者氏名	印	職業	種別	使用人数	備考	

※ 使用者氏名等の欄が不足する場合は、任意の用紙に記入して、添付してください。

別記様式第2号（第3条関係）

共用給水装置異動届

年 月 日

関市長 様

共用給水装置の ☐使用戸数 ☐使用箇所数 に異動があったので、次のとおり届け出ます。

届 出 人	住 所		
	氏 名	印	
	電話番号		
設 置 場 所	関市		
変 更 内 容	☐ 使用戸数	変更前	変更後
	☐ 使用箇所数		

別記様式第3号（第4条関係）

給水装置工事承認申請書

年 月 日

関市長 様

給水装置工事の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

※ 太枠内のみ記入してください。

申 請 者	住所又は所在地					
	フリガナ					
	氏名又は名称 及び代表者名		印			
	生 年 月 日		年 月 日			
	電 話 番 号				F A X	
施 行 場 所		関市				
施 行 期 間		着工予定	年 月 日		完成予定	年 月 日
工 事 種 別		給 水 装 置 工 事	新設・増設・改造・その他 ()			
工 事 の 詳 細		別紙給水装置工事原簿のとおり				
上記の工事に関する事項をすべて下記の指定給水装置工事事業者に委託しました。						
上記のとおり工事を引き受けました。については関係する条例、規則等を遵守します。						
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	所 在 地					
	名 称 及 び 代 表 者 名		印			
	工 事 担 当 者 名		給水装置工事主任技術者			
部 長	課 長		課 員		担 当	起 案
	水 道					決 裁
上記の申請について、次のとおり決定してよろしいか。 ☐ 承認する。 ☐ 承認しない。 指示事項						

(表)

給水装置工事原簿

原簿番号

水道(お客様)番号

施 行 場 所		関市									
申 請 者	住所又は所在地										
	氏名又は名称										
土 地 所 有 者	住所又は所在地										
	氏名又は名称										
施 行 業 者	事 業 者 名					工種 箇所	新 設	増 設	変 更	撤 去	既 設
	給水装置工事主任技術者										
給 水 装 置	炊 事	上									
	承 認 申 請 書 受 付	年	月	日	大 便 所	上					
	承 認	年	月	日							
	本 管 の 管 種 ・ 口 径	・ mm				小 便 所	上				
	給 水 装 置 取 出 口 径	mm									
	メ ー タ ー 口 径	mm				洋 式	上				
	加 入 金 口 径										
	加 入 金	台帳番号	円			手 洗	上				
	審 査 及 び 検 査 手 数 料	台帳番号	2,000円								
	検 査 員	印				洗 面	上				
	検 査 合 格	年	月	日							
	開 始 (一 般 ・ 臨 時)	年	月	日	風 呂	上					
	メ ー タ ー 番 号	(φ)									
	検 満 年 月	年	月		洗 濯	上					
	指 針										
						散 水	上				
						給湯器	上				
私の 土地に 給水装置から分岐して	申請者の 給水装置 を設置することを承諾します。	年	月	日	合 計	上					
	住所又は所在地					上					
	氏名又は名称	印				上					
この工事原簿に記載された給水工事は、既設管を利用するため、今後、水圧や水量に不足が生じても、関市に対して対応を要求しません。											
年 月 日 申請者(本人署名) 印											

決 裁	部 長	水 道 課	課 長	課 員		担 当		主 任 技 術 者	

(裏)

- ※ この枠の中に、給水装置の平面図（縮尺・方位を表示）と付近見取図（方位を表示）を記入してください。
- ※ 立面図を記入してください。

給水装置工事承認決定通知書

様

年 月 日付けで申請のあった 給水装置工事 の承認について、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

関市長 印

決 定 区 分	☐ 承認する。 ☐ 承認しない。		原簿番号	
施 行 場 所	関市			
完 成 指 定 期 限	年 月 日			
工 事 種 別	給水装置工事	新設・増設・改造・その他（ ）		
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者				
指 示 事 項				
備 考				

別記様式第6号（第5条関係）

給水装置工事完成届

年 月 日

関市長 様

給水装置工事の完成検査を受けたいので、次のとおり届け出ます。

※ 太枠内のみ記入してください。

届 出 人	住所又は所在地				
	氏名又は名称 及び代表者名		印		
	電 話 番 号				
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	所 在 地				
	名 称 及 び 代 表 者 名		印		
	電 話 番 号				
施 行 場 所	関市				
工 事 種 別	給 水 装 置 工 事	新設・増設・改造・その他（ ）			
完 成 日	年 月 日				
検 査 希 望 日 時	年 月 日 時 分				
給 水 装 置 工 事	☐ 原簿のとおり施行 ☐ 水圧 ☐ 配管の深さ				
上記のとおり確認しました。 給水装置工事主任技術者 印					
部長	課長	課員	担当	起案	・ ・
	水道			決裁	・ ・
				検査員	
					印
上記の工事を検査した結果は、次のとおりです。					
検 査 結 果	☐ 合格 ☐ 不合格				
検 査 年 月 日	年 月 日				

別記様式第7号（第8条関係）

お客様番号(水道番号)

上水道(給水装置)使用開始等届

関市長様

年 月 日

次のとおり ☐ 上水道 の ☐ 開始 ☐ 休止 ☐ 廃止 ☐ 使用の 使用者の名義変更 (☐ 家族 ☐ その他) ☐ その他の変更 () を申し込みます。
を届け出ます。

※ 太枠内のみ記入してください。

届出人	フリガナ			電話番号	使用者との続柄
	氏名				
開始・休止・廃止・変更の日		年 月 日			
設置場所	関市			物件名(棟号室)	
使用者 (料金支払義務者)	住民・法人登録地	☐ 設置場所と同じ 郵便番号			電話番号
	フリガナ				生年月日
	氏名 又は名称				年 月 日
	納付書種別	☐ 銀行 ☐ コンビニ	精算方法	☐ 銀行 ☐ コンビニ ☐ 口座振替	
	検針通知	☐ 検針票 ☐ ハガキ (☐ 設置場所 ☐ 住民・法人登録地 ☐ 文書の送付先)			
旧使用者の氏名					☐ 休止申請なし
文書の送付先	送付先住所	☐ 設置場所と同じ ☐ 住民・法人登録地と同じ ☐ それ以外(下の欄に記入してください) 郵便番号			
	フリガナ				電話番号
	氏名 又は名称				
量水器情報	口径	メーター番号	検満年月	指示数	検針月
	φ				奇数・偶数 上・中・下
備考					
受付印		受付者印	作業者印	入力者印	確認者印
					料金計算欄

給水装置所有者変更届

年 月 日

関市長 様

次のとおり [☐ 給水装置] の所有者の変更を届け出ます。

届出人	フリガナ		届出人が本人 か家族でない 場合の連絡先	
	氏 名	印		
	続 柄	☐ 本人 ☐ 家族 ☐ その他（ ）		
変 更 日	年 月 日			
設 置 場 所	関市		アパート等の物件名	
変 更 理 由	☐ 売買 ☐ 相続 ☐ 贈与 ☐ その他（ ）			
新所有者	住民（法人）	☐ 設置場所と同じ。		電話番号
	登 録 地			
	フリガナ			生年月日
	氏 名 又は 名 称			年 月 日
文 書 の 送 付 先	新所有者 （変更後）	1 設置場所と同じ。 2 住民（法人）登録地と同じ。 3 1・2以外（この欄に記入してください。） 郵便番号 電話番号 住所又は所在地 氏名又は名称		
	旧所有者 （変更前）	郵便番号 電話番号 住所又は所在地 氏名又は名称		

備考 所有者の住所若しくは氏名又は所在地若しくは名称の変更の場合は、文書の送付先の欄の該当する項目に記入してください。

別記様式第9号（第8条関係）

私設消火栓使用届

年 月 日

関市長 様

私設消火栓を ☐ 消防に使用したので、 ☐ 消防の演習に使用したいので、 次のとおり届け出ます。

届 出 人	住 所 又 は 所 在 地	
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 名	印
	電 話 番 号	
設 置 場 所	関市	
番 号		
区 分	☐ 消防 ☐ 消防の演習	
日 時	年 月 日 時 分から	
	年 月 日 時 分まで	
放 水 時 間	時間 分	

備考 消防の演習に使用する場合は、予定の日時と放水時間を記入してください。

別記様式第10号（第10条関係）

共同住宅等における水道料金算定特例適用届

年 月 日

関市長 様

共同住宅等における水道料金算定特例の適用について、次のとおり届け出ます。

※ 太枠内のみ記入してください。

届 出 人 (建物所有者)	住所又は所在地								
	氏名又は名称 及び代表者名		印						
	電 話 番 号								
管 理 者 又は管理組合 の 代 表 者	住所又は所在地								
	氏名又は名称 及び代表者名								
	電 話 番 号								
上下水道の区分			☐ 上下水道 ☐ 上水道 ☐ 下水道						
適 用 の 区 分			☐ 適用開始 ☐ 適用終了						
建 物 の 名 称 及 び 所 在 地			名 称						
			所 在 地		関市				
戸 数 又 は 室 数			戸・室						
開 始 ・ 終 了 年 月 日			年 月 日						
部 長		水 道 課	課 長		課 員		担 当		起 案
									・ ・
									決 裁
									・ ・
上記のとおり、適用を開始・終了します。									

別記様式第11号（第13条関係）

お客様番号（水道番号）
給水原簿番号

給水装置工事原簿の閲覧等申請書

関市長 様

年 月 日

☐給水装置工事原簿の☐閲覧 ☐複写

☐給水装置の使用状況の確認 をしたいので、次のとおり申請します。

※ 太枠内のみ記入してください。（同意書も必ず記入、押印してください。）

申請者	住所又は所在地								
	氏名又は名称及び代表者名		印						
	電話番号								
設置場所		関市							
申請理由									
同意書									
上記の者が、私の所有する土地又は建物の									
☐ 給水装置工事原簿の ☐ 閲覧 ☐ 複写									
☐ 給水装置の使用状況の確認 をすることについて同意します。									
年 月 日									
所有者	住所又は所在地								
	氏名又は名称及び代表者名		印						
	電話番号								
部長		水道課	課長		課員		担当		起案
									・
									決裁
									・
上記のとおり、閲覧・複写・確認をします。									